

# 群馬県強化拠点制度事業 実施要項

## 1 目的

本事業は、各競技種目に、強化拠点を定めることで、群馬県のスポーツ活動に取り組める環境を整備し、選手の競技力向上や指導者育成を推進する制度を広く構築し、持続可能な競技力向上体制を確立することを目的とする。

また、選抜した選手を集めて強化する強化拠点制度で構築した選手の育成方法や指導ノウハウを、競技団体内に広める役割を担うものとする。

この強化拠点制度を、「Gunma Training System (通称:GuTS (ガッツ))」とする。

## 2 事業内容

### (1) 認定

競技団体からの強化拠点制度の申請に基づき、群馬県スポーツ競技力向上対策推進本部（以下、推進本部）で審査し、本部長が認定を行う。

### (2) 強化支援

認定された強化拠点制度に対して、強化事業の実施に必要な費用の補助を行う。強化事業については、原則年間24回以上実施するものとする。

### (3) 対象団体

(公財)群馬県スポーツ協会加盟競技団体（うち国民スポーツ大会実施種目41競技とする）。

競技団体が、関連団体（中体連、高体連等）と連携をとって事業を推進することを前提とする。

### (4) 補助金額等

補助上限	対象競技
1,500千円	サッカー、ホッケー、軟式野球、ソフトボール、ラグビーフットボール（少年男子）
1,300千円	アイスホッケー、水泳（競泳、水球）、バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、スケート（スピード）、ラグビーフットボール（成年男子、女子）、陸上
1,100千円	上記以外の競技

※上記分類については、国民スポーツ大会で付与される得点、及びその出場競技人数で区分。

## 3 補助対象経費

- ・群馬県競技力向上対策事業（補助対象経費における使途基準）に準ずる。
- ・ただし、本事業で必要な用器具等の購入に限り、補助上限50万円（4/5補助）まで認める。
- ・競技団体で実施する他の競技力向上対策事業と、重複がないこと。

# 群馬県強化拠点制度事業手続手順

## 1 申請

原則、補助金の申請にあたっては、各競技団体で設置されているダイレクターがとりまとめの上、申請を行うこととする。

- ・強化拠点制度実施にあたっては、あらかじめ群馬県スポーツ競技力向上対策推進本部（以下、推進本部）と調整を行い、定められた期日までに申請するものとする。
- ・各団体は、強化拠点の管理・運営をする「強化拠点制度（GuTS）マネージャー（通称：マネージャー）」を設置することができる。

## 2 申請書類

申請時に必要な様式は以下のとおり

- ア) 強化拠点制度事業（GuTS）申請書（様式 1-12）
- イ) 補助金申請書（様式 1-3）、事業計画書（様式 1-4）、収入支出予算書（様式 1-5）
- ウ) 全事業計画一覧表（様式 1-13）に本事業の年間スケジュールを記載すること

※対象事業の補助金額の決定は、上記提出書類を推進本部で査定の上、決定する。

## 3 事業報告

実績報告に必要な様式は以下のとおり

- ア) 事業実績報告書（別記様式第 4 号）、実績報告書（個別事業）（別紙 1）、収入支出決算書（別紙 2）

## 4 その他

- ・本事業へ参加する関係者（選手・指導者）への説明を丁寧に行い、事故防止に努めること。
- ・競技団体は、参加者の保護者から、書面で同意をとること。（成年を除く）様式の指定はない。
- ・本事業は、競技力向上対策事業の中に位置づけられ、事業実施主体（主催者）は競技団体とする。
- ・競技団体は、選手及び指導者等の怪我や事故（万が一の死亡事故を含む）に備え、参加者全員を、必ず「スポーツ安全保険」等に参加すること。
- ・本事業については、群馬県教育委員会等と情報を共有することがある。
- ・認定された利用施設の変更が生じる場合は、速やかに推進本部に申し出ること。
- ・申請後に、何らかの事態が生じて本拠点制度での認定を辞退する場合は、書面をもって推進本部に連絡すること。なお様式は問わない。

## 5 補助事業の執行方法

本事業は、群馬県が競技団体に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。執行方法については、群馬県スポーツ振興費補助金交付要綱に準ずる。